令和５年度事業計画

一般社団法人
警備員特別講習事業センター

第１　特別講習事業の推進

１　令和５年度特別講習実施計画

(1)　本講習実施回数　　342 回

	施設	雑踏	交通	核燃料	貴重品	計
１級	14	12	9	1	1	37
２級	79	48	141	1	36	305
計	93	60	150	2	37	342

(2)　本講習受講者数　　16,419 名

	施設	雑踏	交通	核燃料	貴重品	計
１級	627	408	236	18	68	1,357
２級	3,801	2,273	7,472	28	1,488	15,062
計	4,428	2,681	7,708	46	1,556	16,419

(3)　再講習実施回数　　196 回

	施設	雑踏	交通	核燃料	貴重品	計
１級	7	3	2	0	0	12
２級	44	27	97	0	16	184
計	51	30	99	0	16	196

(4)　再講習受講者数　　1,645 名

	施設	雑踏	交通	核燃料	貴重品	計
１級	58	25	11	0	0	94
２級	349	196	881	0	125	1,551
計	407	221	892	0	125	1,645

２　特別講習の適正かつ円滑な実施を図るため、全国警備業協会及び都道府県警備業協会との緊密な連携に努める。

3　受講者の拡充を図るため、特別講習の適正な実施基準を引き続き検討する。
4　受講者の知識及び技能の向上を図るため、講師の養成及び指導能力の向上に資する講師等研修会を開催する。
5　特別講習の実施方法及び結果を検証し、より効果的な講習の実施に努める。
6　受講者減少に伴う特別講習事業収入の減収に対応するため、内部規程等の抜本的な見直しを引き続き検討する。
7　デジタル技術を活用した特別講習の枠組みについて調査検討する。
8　より実践的な特別講習となるよう、実技内容の見直しを検討する。
9　ホームページ等を通じて積極的な広報活動を推進する。

第２　会議の開催

1　定時社員総会を令和 5 年 6 月に開催し、事業計画、収支予算並びに令和 4 年度事業報告及び収支決算、その他重要事項を審議する。
2　臨時社員総会を必要の都度開催する。
3　理事会を 4 回以上開催する。
4　考査部会を 2 回開催する。
5　特別講習デジタル化等委員会を必要の都度開催する。

第３　各種研修会の開催

1　新任考査員研修会を 1 回開催する。
2　現任考査員研修会を 2 回開催する。
3　施設警備業務講師等候補者研修会を 1 回開催する。
4　交通誘導警備業務講師等候補者研修会を 1 回開催する。
5　雑踏警備業務講師等候補者研修会を 1 回開催する。
6　貴重品運搬警備業務講師等候補者研修会を 1 回開催する。
7　核燃料物質等危険物運搬警備業務講師等候補者研修会を 1 回開催する。
8　貴重品運搬警備業務 2 級講師等研修会を 3 回開催する。
9　核燃料物質等危険物運搬 2 級警備業務講師等研修会を 1 回開催する。
10　施設警備業務講師等研修会を 9 回開催する。
11　主任講師研修会を 1 回開催する。

第４　関係省庁との連携

特別講習事業の適正かつ円滑な実施を図るため、関係省庁との緊密な連携に努める。

第５　全国警備業協会への委託

1　講師等研修会規程に基づく各種研修会の実施を委託する。

２　特別講習の実施に必要な教材等の企画、開発を委託する。

３　特別講習の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて技術研究専門部員の派遣を要請する。

４　特別講習事務の一部（受講者のとりまとめ、会場の確保、講師の手配等）を委託する。

第６　都道府県警備業協会への委託

特別講習事務の一部（受講者のとりまとめ、会場の確保、講師の手配等）を委託する。

第７　受託事業

関東管区警察学校からの委託を受け、各都道府県警察本部で行う検定の実技試験員を養成するための研修を行う。